

業 務 等 質 問 回 答 書 1

提出日：令和7年4月11日

発注機関名	建設部建築住宅課	公 告 日	令和7年3月28日
業 務 名 業 務 箇 所 名	長野県住まいの終活推進施策検討支援業務 長野県内		
質 問 内 容	<p>「業務委託仕様書（案）」の「3業務内容(5)実施業務の詳細④」に「会議に参加を求めるオブザーバーを県が決定する」とありますが、オブザーバーに関する費用負担は、委託業務の範疇内でしょうか。</p>		

回答日：令和7年4月15日

回 答	<p>オブザーバーおよび検討会議構成員に係る費用（報償費、旅費）は県が負担します。ただし、助言のうえ決定したオブザーバーにおいて、県で規定する費用では不足する場合、その分は委託費で対応すること。</p> <p>なお、県で規定する費用（学識者：6,600円/人・時間）は、3人分×2回（1回の会議は2時間を想定）程度を見込んでいます。</p>
-----	--